

令和8年度 八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中心市街地の空き店舗・空き床の有効な活用を促進し、第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（令和6年3月26日付け内閣総理大臣認定第283号。）に掲げる「魅力ある商店街の再生」などの目標の達成に資するとともに、中心市街地の賑わいや来街機会の創出、及び中心市街地の抱える課題を解決するため、空き店舗・空き床解消事業を実施する事業者に対し、空き店舗・空き床の改装工事等に要する経費の一部について、令和8年度の予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き店舗・空き床」とは、八戸中心商店街のうち別図1に定める道路に面した、又は道路に囲まれた街区内の店舗若しくは事業所又は建物内の各フロアの空き床であって、3か月以上継続して利用されていないものをいう。
- (2) 「空き店舗・空き床解消事業」とは、八戸中心商店街の空き店舗・空き床に新規に店舗等を出店するために必要な改装工事のほか、営業を開始するまでに必要な一連の作業をいう。
- (3) 「中心商店街」とは、第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（令和6年3月策定）において指定する中心市街地区域（別図2）内に位置する商店街等のことをいう。
- (4) 「営業」とは、店舗の開店等、不特定多数の利用者が誰でも利用可能な状態であり、かつ店舗内にて商品の販売、サービスの提供等の行為を行うものであること。店舗の開店を伴わない準備行為や事務作業、インターネット上での販売・サービス提供等のみの行為はこれに含まないものとする。

(補助対象事業者及び補助要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 空き店舗・空き床解消事業を行う個人又は法人その他団体で、新規出店するに当たり改装工事を行うものであること。
- (2) 出店内容については、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、コミュニティビジネス、その他の来街機会の創出に寄与し、集客が見込まれる事業を行うものであること。
- (3) 営業時間等については、次の条件のいずれかを満たすものであって、原則週5日以上通年営業するものであること。
ア 飲食店の場合、午前11時から午後2時までのランチ営業を行うものであること。又

は、午後 3 時までには開店し、1 日 6 時間以上の営業を行うものであること。

イ 飲食料品小売業のうち製造小売を行う店舗の場合、午前 11 時から午後 6 時までの時間を含む、1 日 3 時間以上の営業を行うものであること。

ウ 上記以外の業種の場合、正午までには開店し、1 日 6 時間以上の営業を行うものであること。

(4) 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人市民税を滞納していないこと。

(5) 法令等の規定により許認可等を要する業種にあつては、当該許認可等を受け、かつ、現にそれが有効であること。ただし、未だ事業を営んでいない者にあつては、現に許認可等の申請中であつて、許認可等の取得が確実であると見込まれること。

(6) 原則として、別図 2 に指定する中心市街地区域外から出店するものであること。ただし、以下の場合はこの限りではない。

ア 中心市街地区域内の店舗が属する建物の閉鎖等、自己都合でないやむを得ない事由による移転の場合

イ 1 階路面店への移転の場合（ただし、別図 1 に示す補助対象区域内の 1 階路面店からの移転の場合は除く。）

(7) 補助対象事業に係る改装工事を行うに当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令に違反しないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと。（法人その他団体にあつては、代表者又は役員に該当する者がいないこと）

(9) 同年度内に本補助金の交付を受けていないこと。

2 次の事業は、補助金の交付の対象外とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業

(2) フランチャイズチェーン又はチェーンストアによる事業

(3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの

(4) 公序良俗に反するもの

(5) その他市長が不適切と認めるもの

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（国、県、市等の他の補助金の交付の対象となる経費を除く。以下「補助対象経費」という。）は、空き店舗・空き床解消事業に要する経費のうち、消費税及び地方消費税相当額を除く次の経費とする。

(1) 空き店舗・空き床解消事業に係る改装工事に要する経費のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等に要する経費。並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。）

(2) 1 階路面店に出店する場合で、店舗軒先を利用した滞在空間の創出に資するものの設置に係る費用

- (3) その他市長が必要と認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、補助申請前に着手した工事等に係る経費は補助の対象としないものとする。
- 3 次に掲げる経費は補助の対象としないものとする。
 - (1) 事務的経費（会議費を含む。）や飲食費、交通費（駐車場使用料を含む。）等、事業実施のために直接必要でない経費
 - (2) デザインや設計等に係る経費
 - (3) 広告宣伝費、及び販売促進に係る経費（イベント費、景品購入費等）
 - (4) 消耗品の購入に係る経費
 - (5) 備品の購入に係る経費（ただし、1階路面店に出店する場合で、店舗軒先を利用した滞在空間の創出に資するものの設置に係る費用は除く。）
 - (6) 神事等に係る経費

（補助金の額）

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額以内の額とし、その限度額は100万円とする。
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、補助金の額が予算配当残額を上回る場合は、予算配当残額の範囲内とする。

（交付申請）

- 第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 規則第3条の規定により市長が定める書類は次のとおりとする。
 - (1) 法人その他の団体にあつては、定款、規約、会則等の写し
 - (2) 法人その他の団体にあつては、役員名簿及び構成員名簿
 - (3) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (4) 収支予算（精算）書（別記第3号様式）
 - (5) 補助対象経費に係る工事費等の見積書又は設計書（設計内容や金額が分かる書類）の写し
 - (6) 店舗の位置図
 - (7) 仕様書等改装工事の内容が分かる書類
 - (8) 店舗改装工事に係る（改修前後の）図面
 - (9) 現況写真（外観及び建物内部が分かるもの）等
 - (10) 営業に係る許認可等証書又はその申請書類の写し
 - (11) 申請前3か月以内に取得した住民票（法人にあつては、登記事項証明書）
 - (12) 第3条第1項第4号に規定する税に係る納税証明書又は当市の市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第4号様式）
 - (13) 既に事業活動を行っている者にあつては、直近2か年分の法人等の経営状況を示す書類（貸借対照表、損益計算書等）
 - (14) 誓約書（別記第5号様式）

- (15) 空き店舗・空き床であることの証明書及び改装工事等に係る同意書(別記第6号様式)
- (16) その他市長が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出期限は、令和9年1月29日とする。

(交付決定)

第7条 市長は、事業者から申請があったときは、規則第4条の規定による補助金の交付の決定に際し、八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会（八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）別表に規定する八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会をいう。）を開催し、その内容の審査を行わせ、意見を求めるものとする。

2 審査委員会による審査は、別に定める審査表により採点評価を行い、各委員の評価点数の合計が7割以上となる事業のうち、最も点数が高い順に交付対象として選定する。

3 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定をしなかった場合は、補助金不交付決定通知書（別記第8号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第4条第2項の規定による条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当補助金について、当該事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業者は、当該空き店舗・空き床について、転貸、又は補助金の目的に反して使用しないこと。（ただし、シェアショップとして自らが営業していない時間帯の貸出等、申請時に事業計画に定めているもので、あらかじめ市長が認める場合は除く。）
- (3) 補助事業者は、補助事業完了後の営業開始日から、当該店舗において2年以上継続して営業を行うこと。
- (4) 補助事業者は、出店する空き店舗・空き床が位置する街区の商店街団体等の構成員となる（ただし、店舗が位置する地区に商店街団体等がない場合は、この限りでない）など、地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。
- (5) 補助事業者は、第3条第1項第3号にて補助要件として定める営業時間について営業を行うこと。
- (6) 補助事業者は、営業開始後、第3条に規定する補助要件を満たさなくなった場合、又は2年を経過せずに閉店及び移転となる場合は、速やかに市長に報告すること。

(申請の取下げの期日)

第9条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

(賃貸借契約の確認)

第 10 条 補助事業者であって賃貸借契約を必要とするものは、当該決定の日（以下「交付決定日」という。）から起算して 30 日以内に、市長に対し賃貸借契約書の写しを提出しなければならない。

(事業の着手)

第 11 条 補助事業の着手は、補助金の交付決定日以後に行わなければならない。ただし、当該事業の効果的な実施を図る上で、緊急やむを得ない事情により補助金等交付申請から補助金の交付決定前に着手する必要があるときは、交付決定前着手届出書（別記第 9 号様式）を市長に提出し、当該事業に着手することができる。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとする者は、当該事業の着手について市長は一切の責任を負わず、当該事業の着手に係る全ての損失等は自らの責任であることを了知して着手しなければならない。

3 補助事業者は、交付決定日から起算して 60 日を経過する日又は令和 9 年 3 月 1 日のいずれか早い日までに改装工事に係る請負契約を締結し、令和 8 年度内に当該改装工事を完了しなければならない。

(事業内容の変更等)

第 12 条 規則第 7 条の規定により補助事業の変更（中止・廃止）の承認を受けようとする者は、変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 10 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の補助事業の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助交付決定通知書にある補助金交付決定額の範囲内とする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更（中止・廃止）を承認したときは、変更（中止・廃止）承認通知書（別記第 11 号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、規則第 12 条の規定に基づき、実績報告書（別記第 12 号様式）を提出しなければならない。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算（精算）書（別記第 3 号様式）
- (2) 事業実績を確認することができる領収書等
- (3) 事業内容を確認することができる工事写真帳等
- (4) 店舗の開店を確認できる写真、案内チラシ等
- (5) 営業時間、定休日、従業員数等の店舗の事業内容が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書は、改装工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は令和 9 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条の報告を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第 13 号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 補助金の交付は、規則第 13 条の規定によりその額が確定し、かつ、当該空き店舗・空き床の利活用による営業が開始又は開業されていることを確認した後に、補助事業者からの請求に基づき行うこととする。

2 補助金の請求は、請求書（別記第 14 号様式）により行うものとする。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を作成し、これを令和 9 年 4 月 1 日から 5 年間保存しなければならない。

(営業開始後における現況届の提出)

第 17 条 補助事業者は、営業を開始した日から起算して 1 年を経過する日及び 2 年を経過する日の状況について、中心商店街空き店舗・空き床解消事業に係る現況届（別記第 15 号様式）を速やかに提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 18 条 市長は、補助事業者が、第 3 条に定める補助要件を満たさなくなったとき、又は第 8 条に定める交付条件に違反したときは、規則第 15 条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消す場合は、補助金取消通知書（別記第 16 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、規則第 16 条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助事業者に対して、期限を定めて返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金相当額及び加算金を市長が定める期限までに納付しなければならない。

3 補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、補助金等の返還を命じられ、これを納付日までに納付しなかったときは、規則第 18 条に定める延滞金を市長が定める期限までに納付しなければならない。

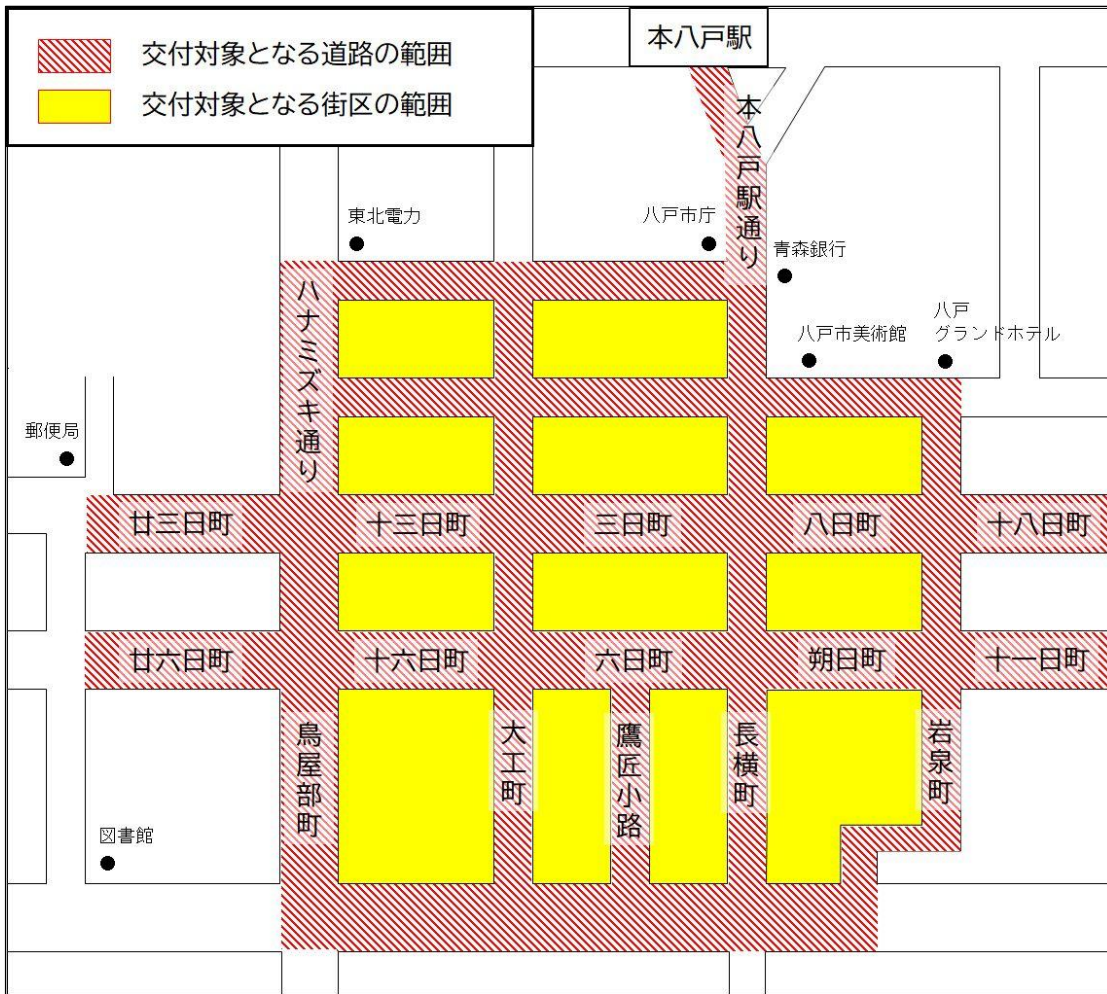
(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

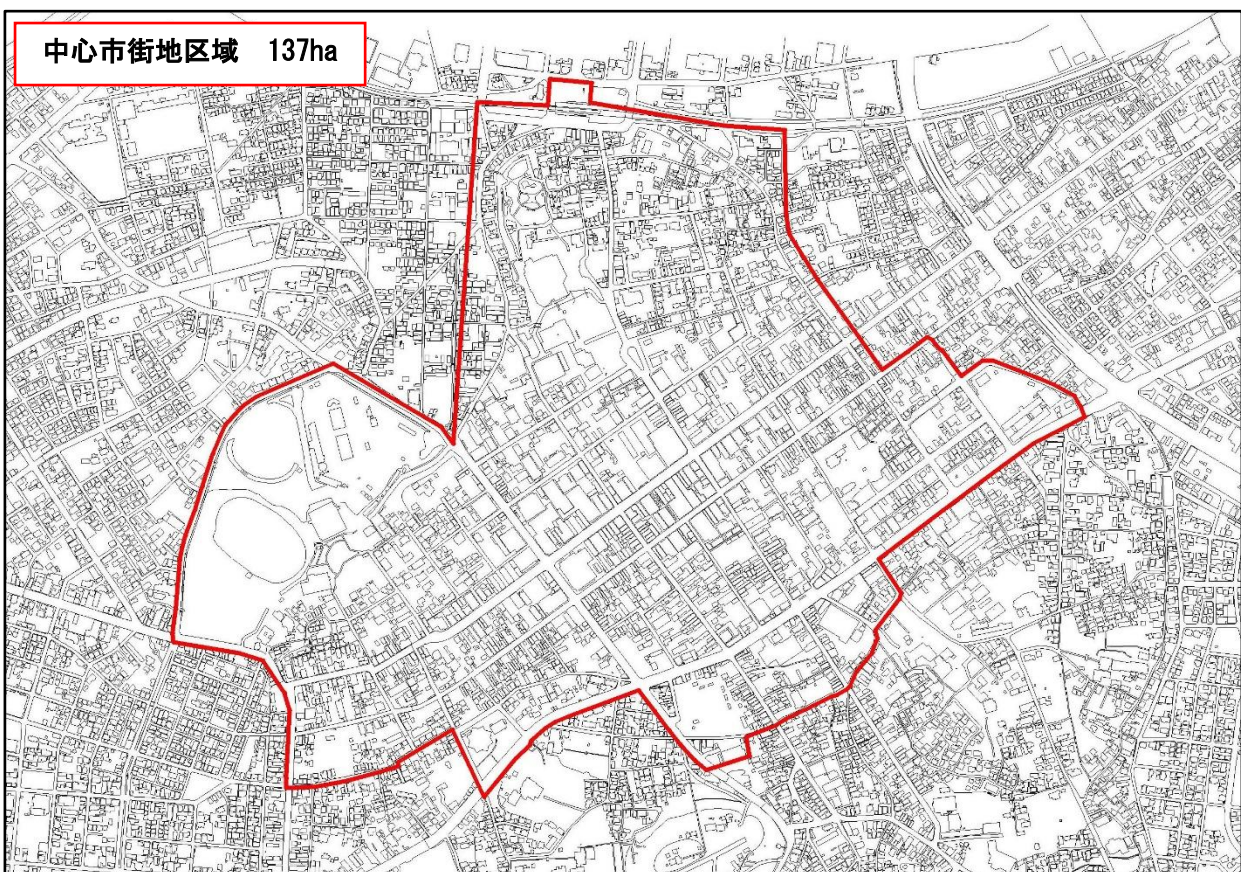
附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

別図1 (第3条関係)



別図2 (第3条関係)



中心商店街空き店舗・空き床解消事業 審査表

番号: _____ 所在する商店街等の名称: _____ 審査員氏名: _____

店舗等の名称: _____ 事業者の氏名又は名称: _____

店舗等の所在地: _____

	上段: 審査ポイント	審査配点	評価点	委員所感
(1) 波及性	<p>下段: 事業計画書内に主に記述のある箇所及び参考となる書類</p> <p>取扱商品やサービス等が当該商店街にとつてふさわしい店舗等であり、中心市街地の活性化や商店街の取り組みの方向性と整合性が図られているか。</p> <p>【事業計画書】 1 事業の概要 事業コンセプトや事業領域が確立しており、事業を進めるに当たり、しっかりとした戦略を持ち、具体的かつ達成可能な目標を設定したものであるか。</p>	20	/20	
(2) 個店の戦略性	<p>【事業計画書】 1 事業の概要、2 販売計画 → (1) 基本コンセプト 参加、開拓する市場は将来性があるか。また、ターゲット、ニーズ、競合相手や商圏などの周辺状況を調査・把握・分析がなされているか。</p>	20	/20	
(3) 市場性・参入準備	<p>【事業計画書】 2 販売計画 → (2) ターゲット (3) エキ → (4) 競合相手 ユニークで話題性があり、商店街のPRにも貢献することができるか。</p>	10	/10	
(4) 話題性・独自性	<p>【事業計画書】 2 販売計画 → (5) 店舗の特徴 (ユニークさ等) 資金計画、損益計画及び設備投資に無理がなく、事業の継続が見込めるか。また、財務内容が健全で、今後も継続 (改善) する可能性が高いか。</p>	10	/10	
(5) 事業の継続性	<p>【事業計画書】 3 資金計画書、4 損益計画書 【添付書類】 見積書、各種図面及び現況写真等</p>	20	/20	
(6) 協調性・適応性	<p>中心市街地の活性化・商店街振興という視点を持っているか。地域のコミュニティ活動に積極的に協力することが見込まれるか。</p> <p>【事業計画書】 5 地域貢献について</p>	10	/10	
(7) 経営者 (企業) の資質	<p>事業に対する熱意・意欲、積極性、冷静な判断力等を持ち合わせているか。</p> <p>【事業計画書】 6 自由筆記</p>	10	/10	
合計		100	/100	

※配点区分 (1) (2) (5) 0~4点: かなり劣っている 5~8点: 劣っている 9~12点: 普通 13~16点: 優れている 17~20点: 非常に優れている
(3) (4) (6) (7) 0~2点: かなり劣っている 3~4点: 劣っている 5~6点: 普通 7~8点: 優れている 9~10点: 非常に優れている

(委員所感)

その他
空き店舗・空き床
オーナーの状況